

Newsletter

by NAKAI IMMIGRATION SERVICES LPC

Issue No. 2

在留資格を有する外国人の再入国許可

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置として、現在 146 カ国/地域を対象とした日本への上陸拒否措置が取られています。これまで有効な在留資格がある出国中の「再入国許可者」も原則として対象とされていましたが、2020 年 8 月 5 日より、該当する国/地域へ上陸拒否対象地域指定日前日までに出国した方については現地日本国大使館/日本領事館で手続きを行った上で、再入国者の受入れを開始していくことが決定されました。

これまで、特段の事情があるものとして入国が認められてきました「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」などの方々（注1）は、上陸拒否対象国/地域を出国する際の手続きについての明示はありませんでしたが、8 月 7 日からはパキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ペルーの 4 か国、9 月 1 日からは全ての再入国を希望する外国人と同様に居住国に所在する日本国大使館/領事館で所定の手続きを行う必要があることとなりました。

【手続きの流れ】

1 搭乗予定航空便の出発時刻前 72 時間以内の COVID-19 に関する検査証明の取得外務省指定のフォーマットを使用することが原則です。現地医療機関が記入し医師の署名または押印が求められます。

別紙 1（参考資料）COVID-19 に関する検査証明

※居住国が無症状者への検査を行わない方針をとっている場合には、検査結果を入手できる国・地域に一旦赴き、そこで搭乗予定航空便の出発時刻前 72 時間以内の PCR 検査証明の取得が必要です。



2 居住国に所在する日本国大使館/領事館で「再入国関連書類提出確認書」の発給を受けます。

- 旅券（有効な再入国許可（みなし再入国許可を含む）が貼付されているもの）
- 在留カード
- 交付申請書

別紙 2（参考資料）再入国関連書類提出確認書交付申請書

上記を持参します。手数料は不要ですが即日発給はされない点にご注意下さい。

発給可能となった場合には申請者に連絡が入りますので本人または代理人が受領に向向いていただきます。

(注1)

「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人・永住者の配偶者又は子を含む。）や、個別の特異な事情がある外国人等

その外国人の在留資格が「日本人の配偶者等」ではないが、日本人と婚姻している、日本人の子であるなどの実態がある者も含まれます。



海外から日本に向かう方の日本入国後の措置

上陸拒否対象国から帰国した日本人や、再入国が許可された外国人は、検疫法にもとづき、到着した日本の空港で検疫官に「上陸拒否対象国に過去 14 日以内に滞在していた」ことの申告を義務づけられています。空港検疫所発行の「この用紙を入国審査官にお見せください」と書かれた用紙と「入国される方へ検疫所よりお知らせ」というタイトルの今後の流れについて説明する「健康カード」が渡されます。併せて空港検疫所長名義の「要請書」が交付され「本日、入国に際し、検疫官から健康カード及び本資料について説明を受けました」という内容に対して署名が求められます。

申告後は空港の検疫所で質問票の記入、体温の測定、症状の確認等が求められます。

全員に PCR 等の検査が実施され、症状が無く、家族が自家用車で迎えに来る、レンタカーを手配するなど、タクシーを含む公共交通機関を利用することなく移動できる方は、自宅等で待機が認められます。

適切な移動手段がない方は、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機することになります。2020 年 7 月の時点では待機期間はおおむね 2 日で、「検疫所長が指定した施設等」は国が確保した民間のホテルなどの宿泊施設のことです。国が確保した宿泊施設へは専用のシャトルバスで移動します。

宿泊施設に到着すると原則として部屋から出ることはできなくなり、食事も部屋のドアノブにかけられるなど、他者と接触しない様に徹底して行動が制限されます。

検査結果が陽性の場合、医療機関への入院か、陽性患者用の宿泊施設での療養となります。

検査結果が陰性の場合には自宅や自身で確保した宿泊施設などで、入国から 14 日間は待機が求められます。移動するための条件として「公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用せずに移動できること」とされ、家族の送迎や自力でのレンタカーの手配が求められます。

待機中は保健所の健康確認の対象となり、保健所より電話で健康状態についてたずねる連絡が入ります。

PCR 検査の結果通知はメールなどで行われます。咳・発熱等の症状があった場合は、自治体からの連絡を待たず、自身で最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談するように記載がされています。健康カードに連絡先の QR コードが記載されています。

以上

行政書士 椋木真貴